

会 議 録

会議の名称	第3回小金井市児童発達支援センター運営協議会		
事務局	福祉保健部自立生活支援課		
開催日時	平成28年11月8日(火) 午前10時から		
開催場所	前原暫定集会施設2階 B会議室		
出席者	委員	高橋 智 会長 川村 祐子 委員 池尻 洋史 委員 横田 涼子 委員 吉岡 博之 委員 渡邊 孝之 委員	長岡 好 委員 吉岡 さやか 委員 永井 秀二 委員 笠井 綾子 委員 花岡 好枝 委員 欠席1名
	事務局	自立生活支援課長 自立生活支援課主査 自立生活支援課主任 児童発達支援センター長	藤井 知文 吉本 朋史 清水 一樹 中村 悠子
傍聴の可否	可	傍聴者数	1人
会議次第	1. 開会 2. 平成28年11月までの実績報告 3. 事務局からの報告事項 (1) ポスターの作成について (2) 教育委員会との連携について (3) きらり主催講演会及び研修会の開催について (4) ペアレントトレーニング(試行実施)の概要及び感想について (5) きらり主催学習会の報告について (6) 新年度の募集概要について (7) 源泉徴収票の取扱いについて 4. 事業の取扱いについて (1) 外来訓練事業 (2) 親子通園事業 5. 平成28年度の業務評価報告書の作成について 6. 次回開催日程 7. その他 8. 閉会		

会長 それではこれから、第3回小金井市児童発達支援センター運営協議会を開催する。事前に、金子委員より欠席の連絡が入っている。それでは事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局 配布資料は次第、資料1実績報告書、資料2きらり案内ポスター、資料3講演会・研修会開催チラシ、資料4ペアレントトレーニング講座（試行実施）の概要と感想、資料5きらり主催学習会の報告について、資料6新年度募集概要、資料7外来訓練・親子通園事業の取扱いについて、資料8平成28年度業務評価事業公開日、資料9小金井市児童発達支援センター運営協議会開催日程以上である。

会長 それでは次第の2、平成28年11月までの実績報告についてセンター長をお願いします。

センター長 概ね相談支援のほうは1月12件、13件ぐらいだが、平成29年度の利用者の募集が始まり、利用申請には事前の相談を必須としているので、現在非常に相談の申し込みが立て込んでいる。すぐにはお受けできないような状況になっている。児童発達支援事業は在籍22名で変更なし。放課後等デイサービス事業は引っ越しなどの様々な事情のため出入りがあり、10月の段階で在籍48名である。そのため、現在待機されている方に連絡している。それから、保育所等訪問支援は利用が1名、親子通園事業は、増えており、現在在籍35名である。また、外来訓練も徐々に増えており現在在籍114名である。

会長 ご意見、ご質問等があればお願いします。

委員 相談支援事業の専門相談について、全体を通して概ね20件台であるが、5月と9月は多い。これは例えば幼稚園などで集団生活が始まったために増えているということか。

センター長 はい。

委員 相談が増えるということか。

センター長 新しく相談が始まったときに、1カ月後にすぐ様子を見る場合と、安定しているときは次の学期が始まった頃にもう一度相談する場合があります、次の予約を概ね決めている。そのため、早い人は2週間程度ですぐに次の相談を行うが、時間をおく方もいる。

委員 では、1回目に相談した際に次の相談を決めるということか。

センター長 概ねそうである。

委員 新しく環境が変わった際に増えやすいということか。

センター長 その傾向はある。

会長 親子通園事業と外来訓練事業が徐々に増えているが、その中でも何か特徴的なことがあるか。

センター長 年度当初の段階で待機者がいるという形ではなく、相談が進んでいくに従って徐々に増えていくといったものである。一応12月利用開始の方で今年度は最終にしようと考えている。残り3カ月を切ってしまうと、サービスを提供するにしても目標が立てづらい。ただし、ご希望があれば受け入れる場合もある。そのため、なるべく枠を満杯にしないようにし、サービスが必要な方については受け入れていけるような体制をとってはいる。

会長 他にあるか。それでは、次第の3、事務局からの報告事項に移る。

事務局 それでは、事務局から7点ほどご報告させていただく。まず(1)「ポスターの作成について」。資料2をご覧いただきたい。本ポスターは、今年度第1回の運営協議会において、委員より提案があったもので、その提案に基づいて作成した。運営協議会には事後報告となって申しわけないが、子ども家庭支援センターのセンター長にご協力いただき作成した。現在、子ども家庭支援センター内に掲示している。今後もポスター掲示については、内容等も含めて、貼る場所等を拡大していきたいと考えている。次に(2)「教育委員会との連携について」。資料は特に用意していないが、前回の運営協議会以降、行った取り組みについて、口頭でご報告させていただく。まず、8月29日に小金井市教育相談所と情報交換会を行った。「きらり」の職員や言語聴覚士が出席し、「きらり」の事業内容や情報交換を行った。次に、指導室が開催したスクールソーシャルワーカーの研修会である特別支援教育研修会に9月15日に出席した。ここでは事例検討やグループに分かれての情報交換などを行った。最後に、10月6日に小金井市のスクールカウンセラーの方々が「きらり」へ来ていただいて、施設見学や情報交換を行った。連携については以上である。次に(3)「きらり

主催講演会及び研修会について」。資料3をご覧ください。11月10日の午前10時から、「遊びの発達」と題し、専門学校社会医学技術学院の兵頭先生よりご講演いただく予定となっている。今年度第2回目の一般市民向け講演会である。また、12月1日には支援者研修を「保護者支援」と題して開催する。これは、市内で幼児の支援に携わっている方々を対象として実施するもので、今年度2回目の実施である。前回の開催では100名近い方々にご出席いただき、闊達な意見交換を行うことができた。現場で働いている方々が困っている現状や悩まれていることなど、「きらり」も大変勉強になったので、今回は保護者への支援ということを中心に、また皆さんと考えていきたい。次に(4)、「ペアレントトレーニングの概要及び感想について」。こちらは資料4をご覧ください。今年度より地域支援事業の一環として、ペアレントトレーニングを試行的に実施している。しかし、トレーニングを行うことのできる心理士が非常に限られることから、実施日については限定されてくるが、今回3名の保護者の方にご参加いただき、8月から10月にかけて全6回の講座にご参加いただいた。配布資料は概要及びご参加いただいた方の感想を掲載しているが、感想については参加者3名分全て掲載しているので、念のためプライバシーに配慮して、後で回収させていただく。来年度についても、待機者の方々を中心に、原則、同様に実施していきたいと考えているが、実施する職員にも専門的な知識や経験等がかなり求められるため、開催日や人数について、また一定制限は出るものと考えている。それでは、1、目的から確認させていただく。まずペアレントトレーニングの目的は、児童の上手なほめ方、指示の出し方、及び困った行動への対応方法などを保護者の方に学んでいただき、実践できるように、講義及びロールプレイを用いてグループで学んでいただくということである。対象は、発達障がいのある、または疑われる児童で、4歳から10歳程度の児童の保護者6名程度としている。今回、参加者については3名である。今年度試行実施ということで、参加の声掛けをさせていただいたが、幼児の保護者に関しては、参加したいがなかなか通園先のお迎えの時間と合わないということで不参加という理由が多かった。担当職員の勤務可能日の都合上、日時の変更が難しく、結果として学齢児の保護者3名ということになった。また4、参加条件について、プログラム全6回に参加できることを参加条件とさせていただいた。実施内容については、参加費は無料で、実施回数は全6回、実施時間は午前10時から正午まで、「きらり」の会議室を利用した。プログラムの内容は資料のアからのカまでとなる。また、各セッションの流れ資料のとおりである。さらに、フォローアップということで、アンケートと面談、そしてフォローアップ講座というものを別途実施し、最後6回

終了後には修了証をお渡ししている。今回、職員体制としては、ファシリテータとして、「きらり」職員の心理士が1名、また補助・記録をする者として心理士1名、ロールプレイの相手役1名が参加している。そして別紙で、利用者の感想を掲載させていただいている。

次に（５）、「きらり主催学習会の報告について」。資料５をご覧ください。利用者の保護者の方々を対象とした学習会を開催している。これはご利用者の方々に療育についての知識を深めていただきながら、「きらり」における療育についてもご理解いただき、「きらり」の利用をより効果的にすることを狙いとして開催している。年３回の開催で、第１回は５月１２日に「幼児期・学童期における発達相談・発達支援について」を臨床心理士の視点から説明した。第２回は７月６日に「コミュニケーションが育む心とことば」を言語聴覚士の視点から説明した。第３回は「感覚と運動と認知発達のつながり」を作業療法士の視点から説明した。これらは平日に開催しているが、毎回多くの方々にご参加いただいております、今後も支援につなげていきたいと考えている。次に（６）番、「新年度の募集について」。資料６をご覧ください。新年度の利用については、既に募集を開始している。基本的には昨年度の募集概要と変更点はないが、簡単に説明させていただく。まず、１、日程等について（１）の新年度利用希望者は、１０月から１１月に一般相談をご利用いただく。これは市報やホームページでも案内している。次に、利用希望の申請期間は、（２）１１月１日から３０日までを期間と定めて募集をしている。これ以降の申請は、利用希望事業の利用人数が定員に達している場合に、期間内に利用希望を出された方を優先するようにしている。最後に（３）利用承諾については、利用に関する内示という形でお考えいただきたい。各事業により、送付までの日程が異なっているのは、利用希望者の人数によって事務処理期間に差が生じることと、特に児童発達支援事業は、保育園の障がい児枠の決定より前に「きらり」の利用が確保できるよう配慮してのものである。

次に、２、利用についてである。各事業の来年度の利用については、児童発達支援事業は平成２９年３月末に利用が終了する方の空いた人数分である（卒園や転園によるもの）。放課後等デイサービス事業、外来訓練事業、親子通園事業は、平成２８年度の利用にかかわらず、利用希望者全体から決定していく。これは空いた人数分ということではなくて、年度ごとに利用者を決定させていただくということである。外来訓練事業、親子通園事業は年度当初で定員を超える可能性は低く、主に放課後等デイサービス事業に待機者が出てくる可能性はある。次に、３、利用決定についてである。「きらり」をご利用いただくに当たっては、小金井市児童発達支援センター利用調整会議設置要綱に基づき開催される、同会議において市と指

定管理者の協議によって決定することとしている。一般相談の際に記入いただいた状況確認書、職員との面談内容、また面談時の児童の状況をもとに、総合的に判断をしていく。なお、基本的なスタンスとして、療育が必要と判断した児童については、「きらり」の利用が待機となってしまう場合であっても、なるべく何処かの療育機関と繋がることができるよう配慮することとしている。最後に、「源泉徴収票の取扱いについて」である。運営協議会の平成28年分の委員謝礼に係る源泉徴収票は、事務局より年明け早々に発送させていただく。事務局からの報告は以上である。

会長 それでは、一つずつ確認していく。まず、子ども家庭支援センター長にご協力いただいた、このポスターについて。委員の提案からこのような形になり配布された。こういったポスターは目につきやすいが、いつごろから掲示しているのか。

事務局 第2回の運営協議会の少し前に作成していたが、その時点で協議会に報告できる形に取りまとまっていなかった。8月頃から掲示している。

会長 既に貼ってあるのか。

事務局 貼っていただいている。

委員 カラーでとてもかわいらしい。

会長 次は「きらり」の講演会である。去年に比べ、研修や講演会が充実したように感じる。現在何名ぐらいの申し込みがあるのか。

センター長 「遊びの発達」が2日後であるが、35～40名程度である。支援者研修はまだあと1カ月あるが、今それも40名程度である。

会長 とても興味深いテーマではないかと思う。

会長 次はペアレントトレーニング講座の内容、感想についてである。

委員 ペアレントトレーニングはまだ試行段階ということだが、曜日は職員の関係で水曜日のみなのか。

事務局 はい。実施可能な職員は、月に1回のみ来る臨床心理士である。その臨床

心理士が空いている時間を確保したため、水曜日のみの実施となった。今後は、他の臨床心理士もペアレントトレーニングの研修に行き、実施できるようにしたいと考えている。日時が制限されたことで来られない方もいたので。また、6回全部出席することを条件としていたので、学校との関係で来られなくなった方もいた。しかし、反応もよかったので、今後もペアレントトレーニングを実施していきたいと考えている。

委員 このペアレントトレーニングの参加者というのは待機の方に声かけているのか。

センター長 基本的には相談でつながっている方などである。今回は幼児ではなく学齢児を対象とした。学校に行っている方で、放課後等デイサービスの利用者や専門相談を受けながら利用を待機している方に声を掛けた。あまり大々的には募集はしていなかった。

委員 声をかける方には、理由とか優先順位とかはあるのか。

センター長 特にはない。

委員 通える方ということか。

センター長 水曜日はなかなか難しかったなという感想である。

委員 例えば同じ「きらり」を利用している人の中でも、「きらり」に相談をして利用している保護者は親子関係が安定している方は多いと思うが、待機や相談しか行けないという状態の方だと、見えていないところで親子関係が悪化している可能性というのもあるのではないか。そういった方に対して、この家庭は親子関係が悪化しているからペアレントトレーニングを先に取り入れて、家での生活をスムーズにした方がいいのではないかとといったような優先順位は特になのか。

センター長 今回はしていないが、基本的にはそういった考えは必要であると考えている。

委員 前の意見と多少重なるが、今年度声掛けということだったが、もしもこの先続けていくとしたら…。

センター長 募集をして実施する必要がでてくる。

委員 実は参加した方に、「他で受けたらすごくお金がかかる場所もあるし、こんな恵まれたチャンスなかなかないから頑張って続けなよ」というようなことを言ったことがある。なので、募集でもよいと思う。

センター長 今後の形としては、募集するように考えている。来年度は早目に計画を立てたい。

委員 確かに、他で申し込むと大体2万円とか結構高額なものが多く、療育センターでも安くて1万円台である。申し込みたいと思っているが、「きらり」は今回無料だが、これからも無料なのか。

センター長 はい。

委員 料金は取らない方向か。

センター長 幼児同士、学齢児同士での実施がよいのではと考えている。それにはやはり力量が問われる。1対1ならともかくグループでやるので。また、兄弟もいるので保育が必要になる。様々な条件があったので今回は試行的に実施したという形である。

会長 でも、とてもニーズが高く、期待も大きいので、ここを充実させていきたい。とても大事な取り組みである。非常に感想もよいし、感想の中にある「いろんなことを児童にやらせたら、児童は疲れて、やっぱり生活を見直さなきゃいけない」というものもある。今の法令なんかの使い方、見方をめぐっての大事な視点でもあり、とてもすばらしい取り組みであるので、何とか本格実施という形で展開してほしい。

センター長 その予定である。来年度は研修に行く機会を増やしたい。

会長 その事前の案内や構想については、協議会で紹介されるか。

センター長 その予定である。

委員 「きらり」に通っている方でなければ利用できないのかということと、参加した3名の年齢構成が知りたい。これは感想だが、参加した方がそれぞれ

れすごく気づきがあってすばらしいので、ぜひ回数も増やしていただきたいと感じた。

センター長 年齢構成は全員低学年である。「きらり」の利用の有無であるが、今回は成功しやすいということも若干イメージして声をかけた部分もある。保護者同士の相性もあるので、大きく公募をかけることは難しいのではないかと考えている。

会長 それはその通りである。

委員 勝手な希望であるが、「きらり」のみではなく、出張で子ども家庭支援センターや学校へ行っていただくことも想定の中にあれはうれしい。

センター長 とにかく人材の確保が難しい。巡回もと言われていながら、なかなか人材をどうやって確保して育てていくかということが大変ではある。

会長 あと、児童本人の支援もとても重要だが、やはり保護者のサポートもとても大事なので、是非このあたりを前へ進めていただければと思う。よろしく願います。

センター長 外来訓練等で療育できても、次の展開として家庭に戻るとなかなかうまくいかないというケースが非常にある。そしてやはり低学年はよいが、高学年になってくるともっと難しくなるので、何とかそれまでに親子関係をうまく成立できるような形に持っていきたいというのが、ここ2～3年、外来訓練事業や放課後等デイサービス事業を見ていて感じるころではあるので、勉強していきたい。

会長 次に、きらり主催学習会について、5月、7月、9月の報告が出されているが、何か質問等あるか。

委員 なし。

会長 次に、新年度の募集概要である。次年度はこういう形で募集するということで、毎年うかがっている。

委員 今まで協議会に出席できなかったのを改めて質問する。
この(2)に利用希望申請受付とあるが、対象児の年齢制限はあるのか。

事務局 「きらり」で行っている各事業は対象の年齢が分かれており、まず児童発達支援事業は2歳から就学前の児童、放課後等デイサービス事業は小学校1年生から6年生までである。外来訓練事業は概ね2歳から就学前の児童で、「きらり」以外の他の幼稚園や保育園に通園している場合にご利用いただくサービスである。親子通園事業は0歳から概ね1歳、2歳程度の児童である。この4事業について募集している。あとは保育所等訪問支援事業という事業もあるが、こちらは18歳未満の児童が利用できる。

委員 了解した。例えば、学校に入学してくる児童の中に、障がいを持っているのではないかということをも十分認識できていないままの児童や保護者がいるが、この児童発達支援事業はもう利用できないと思うので、保育園、幼稚園の段階でスルーしてしまった人たちのサポートというのはどこで行っていくのか。

事務局 児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業は完全に別の事業である。児童発達支援をご利用いただいた方がそのまま放課後等デイサービス事業に上がるということではなく、別々に募集しているので、就学後に例えば「きらり」に相談に来ていただき、放課後デイサービスのご利用につながるという方も大勢いるかと思う。

委員 この放課後というのは学校の放課後という意味か。

事務局 法令上名称が放課後等デイサービス事業となっており、基本的には学校の放課後にご利用いただくということであると考えている。

委員 なるほど。よくわかった。

センター長 実際には放課後等デイサービス事業の中身の検証が必要だとは思っている。3時半から4時の間に来て、10人程度のグループで何かできるのかということは療育としては難しい部分もある。やはり、その児童の抱えている問題、それから保護者との問題は多岐にわたっているので、そこで教育委員会も含めて連携をとりたいと考えている。近頃はスクールカウンセラーの方々、特別支援コーディネーターの先生たちと少しずつコンタクトをとるようになってきたので、できれば学校での生活と「きらり」の役割について少しずつ話し合っていきたいなと考えている。

会長 今の意見のとおり、要するに気づきがない方が掛かることがなかなか難しい。要するに、「きらり」に来ていただければそこからスタートできるが、そもそも「きらり」にたどりつかないという人がすごく多くて、それが小学校を経て中学校、まれに高等学校などになってしまうこともあり、そのところをどうしたらいいのかというあたりは、この「きらり」の運営協議会もそうだが、自立生活支援課がやっている地域自立支援協議会の課題でもある。理解、啓発などもやらないと、本当に必要な人たちが実際には十分掛かれていない現状もあるので、どう繋げていくのかというところがやはり永遠的な課題になっているのかなと思う。

センター長 学校ではよくやっているとか、おとなしいとか、でもちょっといじめられていると聞いている児童が、例えば放課後等デイサービス事業に来ると少し発散するというか、弱い子に逆に暴力的になるとか、色々な様子を見せる。これは私たちがその発散する場であっていいのかということも含めて、非常に今の制度としての放課後等デイサービス事業には葛藤している。毎日ばらばらに様々な事業所に行くので児童も大変だなと感じている。色々な場所で色々なことを言われていて、どうしていけば整理できるのかという点で悩ましい問題がこここのところ続いている。

委員 放課後等デイサービス事業について、私も全然わからないので質問する。利用する児童というのは、小1から入る子が多いのか。それともずっと「きらり」に通い続けて、そのまま上がっていく子が多いのか。

センター長 もちろん「きらり」の卒園生の中で、学校に入る段階で申し込んでいる方もいるし、全然違うところから、広報を見て申し込んでくる方もいる。

委員 放課後等デイサービス事業に通い出すとしたら、結構小学生は忙しいので、放課後にまた「きらり」に行くというのは、親としては結構大変なイメージがある。そういうことを考えたときに、放課後等デイサービス事業に通う児童には、どのような傾向があるのか。

センター長 実際には保護者も多少うまくつき合えていない部分があって「きらり」に来ている方もいる。とりあえず「きらり」に足を向けた段階で、通ってみようかなと思ったという方と、それからとにかく放課後等デイサービス事業は毎日通いたいという方と、いろいろな方がいると思う。

委員 良い気分転換になっている場合もあるのでは。学校とはやることが全然違

うので。

委員 そうであれば、学校との連携はあまりないということか。

センター長 だからこそ連携が必要であると考えていて、何度か色々な方々に連絡して一緒に考えたりと、少しずつ繋がりを持ち始めているところである。

委員 4月に入学して、いざ集団行動を始めると難しい児童が1人はいて、保育園のときにどこかでもっと繋ぐきっかけがあればよかったのにと思いつつも、放課後等デイサービス事業というのはそういう児童が集まっているのかなという勝手なイメージを持っていた。

センター長 現実的には保育園の先生方も幼稚園の先生方も、みんなそれぞれがそれぞれで抱えて頑張っていると思う。それでもなかなかうまく学校に繋げなかったりしながら、もう学齢期を迎えてしまうということも考えている。

会長 私は隣の市で、発達相談をしているが、発達相談をしていて一番感じることは、誰もこの子の気持ちや言葉を丁寧に聞いてもらっていないということである。聞いてあげれば落ち着く。親の理解と児童の理解がこれだけ違うという話を親にしている。それから学校について。これまで児童に大きな問題があるケースは一つもなかった。大体その保護者が学校の無理解があって、居場所がなくて、不安でうろちょろする。いわゆる問題行動になるようなことが出てくる。でもその本人に聞くと、みんなわけあってそういう行動をする。基本的には不安であり、緊張であり、ストレスを抱えている。そのあたりが色々な行動の核となるのであって、一番の肝は、要するに児童の不安とか緊張というのを誰もきちっと聞いてもらっていないということ。親、保護者は聞いているよとか、先生は聞いているよと言うが、私が児童から聞いている中身とは相当ずれているところがあって、やはり取り組みの要は、児童の話を丁寧に聞いていくことである。おそらく先生方はたくさんやっているつもりではあるが、児童の思いが届いていない。そのギャップをどうするかということについて、やはり考えていかなければならない。残念ながら「きりり」にもかかっているが、実は困っているので私のところに相談するというケースもある。その保護者が困っているというか、児童が困っているのか、児童に話を聞くと、やはりずれているよねということがある。やはり1番のターゲットは、児童の声にきちっと耳を傾けて、そこから始まらないと、児童にとっていい支援にならない

いという感じはしている。その仕掛けが残念ながらまだできていないところが、次の課題ではないかと思う。

センター長 やはり法的な放課後等デイサービス事業の制度そのものの考え方が少し安易ではないかと思う。やはり定員10人で、支援員をしっかりとつけられるだけのものにはなっていないし、児童を集めたらどうするかといったら、どうしてもやることは限られてしまうということになる。だから今回「きらり」では人数をもう少しかけていった方がいいのではと考えている。

会長 私のところに来る発達相談のケースは、大体不登校絡みの児童が多いが、1回か2回丁寧に児童の困り事について聞いてあげると、児童はものすごく安心して、1回か2回で終わる。とにかくしっかりと見守っていますよ、それから大丈夫なんだよという、その安心感さえきちっと与えていけば、かなりのところは改善する。ただ、それでも改善できない部分、やはり発達の特性から来ている部分とか、大きな環境問題から来ている部分は、当然調整しなくてはいけないことはもちろんある。ただ、本当にその児童の困り事にきちっと支援が行けているのかというところを、やはり一番私は見ていると感じる。そのところをやっていかない限り、多分どんどんサービスの数も種類も増やして、お金が益々掛ってくるという話にしかならないのではないかと。支援のシステムはおおよそでき上がってきたので、あとは中身のところを考えていく時期に来ているのかなという印象は持っている。

会長 それでは次に源泉徴収票、例のマイナンバーについて。番号を記載して提出するのか。

事務局 はい。お手元にお送りしている紙に記載いただいて、事務局にご提出願いたい。

会長 それでは、次第4「事業の取扱いについて」説明をお願いします。

事務局 資料7をご覧いただきたい。外来訓練・親子通園事業の取扱いについて、前回の運営協議会で議題となった利用に関する変更点についてである。まず、外来訓練事業は、現状毎月確保されている3回の利用枠のうち、1～2枠が休み等によって空いてしまうロスが出る場合があるという課題がある。そこで今後は、利用契約時点で年間を通しての月の利用枠確保数を

選択していただきたいと考えている。選択肢は3回、2回、1回の3つである。ほとんどの方は3回をご希望されると思うが、中には毎月2回でいいという方、毎月1回でいいという方もいらっしゃるようなので、軽微ではあるが、受け入れ人数増の方策として取り入れていきたい。運営協議会にてご承認いただければ、今後このように取り扱っていきたいと考えている。次に、親子通園事業は、原則火曜日、木曜日開催をしている。しかし、今年度暫定的に月曜日及び金曜日にも開講することとした。これは事後報告となってしまったが、待機されている方もいらっしゃったので、迅速に対応させていただいた。ただし、今年度は専門職職員の勤務ローテーション上開講することができたが、来年度以降継続的に同じ時間や曜日で実施できるかどうかというところは、職員の雇用状況次第となるので、現時点では必ずとはいえず、来年度以降も待機が発生する場合には、どこかの曜日で検討していきたいと考えている。

会長 外来訓練の承認の件はいかがか。なるべく有効利用を図っていくというところで、今のシステムより少しは有効利用できるかなというのが事務局の提案である。もう一点、親子通園事業もあわせてご意見いただければと思う。親子のほうはよい。曜日を増やすので、プラスになるということで特に問題ないと思うが、外来は少しシステムを変えるという形で、残った枠をさらにほかの方へも広げていくということの確認である。

委員 稼働率を上げるようにということだが、利用者がキャンセルする場合、連絡は何もなしの場合もあるかと思う。例えば前日とか前々日とか、キャンセルの予定が前からわかるということもあるのか。

事務局 来週行けないとか、そういったことはある。ただし、基本的にいくつかの長期的な視点で支援計画というものを作成しているので、「空いたのでどなたか待っている方1回でもどうぞ」というような形は、今は考えていない。

委員 プログラムを組むための体制を整えるということか。

事務局 はい。いきなり1回やったところで、あまり効果としては低いのかなと考えている。

センター長 毎月前月中に予約していただくという形をとっている。そのとき既に来月はもう行事が重なるから、この日しか来られませんという方はいる。では、

空いた2回をどうするのかというと、そのときは、職員を相談に回したり、発達検査に回したりというように組み込めればまだいい。やはり前日とか、朝となると、なかなかうまくいかないで空いてしまう。これはもったいないなど。

委員 基本的にその方は臨床心理士なのか、それとも作業療法士か。

センター長 臨床心理士は相談に回せるが、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士はすぐ何かに代えられるものがない。臨床心理士であれば、待っている人の相談を早目に入れていくことはできる。

委員 その場合、例えば、学校現場にも作業療法士が来ていただけるといいなど。例えばその情報がうまく流れるシステムができて、午前中、半日ただ待っているだけの時間を、保育園なり学校なり、派遣するという形で活用することが可能かどうか、検討していただけるといいのかなと思う。

会長 雇用形態は常勤か、非常勤か。

センター長 専門職はみな非常勤である。だから週1日の方もいれば、常勤で5日間いらしている方もいてバラバラである。なおかつ、1日に一応5ケースは持ってもらおうようになっている。そのため、午前中空くという時もあるが、ちょうどよく外に出る程は空かないので、自分で仕事の整理をしたり、支援計画を書いたりして時間を使っている。

会長 例えば学校に派遣するという権限は、センター長と市のどちらが持っているのか。

事務局 学校ということになると、教育委員会との関係が必ず発生するので、必ず調整が必要という形になってくる。

会長 それでも調整できる中身ではあるということか。

事務局 即答はなかなか難しい内容にはなるので、確認が必要になる。

会長 なかなか直ぐにOT、PT、STは見つからない。学校もやはり来ていただいて少し見ていただくと、ありがたいなと思うのではないか。その気持ちはよくわかる。

自立生活支援課長 委員からこういった問題としてご意見いただいたので、課題とし受けとめたいと思う。今後どうするかについては持ち帰らせていただく。

会長 また事務量が増えるかもしれないがご検討願いたい。
それでは、次に「平成28年度の業務評価報告書の作成について」、まず事務局から説明をお願いします。

事務局 資料8をご覧いただきたい。皆様にお越しいただく日程と時間を記載している。各事業とも3日以上候補日を設定していて、都合のよい日にお越しただければと思う。各種事業全てを見学いただくことも、事業を選択することも可能である。また、前は見学前に職員へのヒアリングをしていただいていたが、やはり事業を見学後に職員のヒアリングをしたいという意見を多数いただいたので、今回は見学後にヒアリングを入れている。

会長 例年どおり、今回も実際見ていただいて事業評価を行う。昨年よりもなるべく参加しやすい形で、幾つかバリエーションを組んでいるが、いかがか。

事務局 あと裏面に事業評価の項目、前回運営協議会でもお示ししたが、再度掲載してある。

会長 「きらり」の事業評価は、ほかに何かシステムを使うのか。

事務局 はい。東京都の第三者評価を今年度より利用している。

センター長 利用者アンケートを行っている。また、12月には訪問調査があり、その訪問調査のときに書類を全部見ていただき、さらに事業の見学もしていただいて評価をしてもらう。

会長 その報告書というのはどんな形で公表されるのか。

事務局 第三者評価の公表は、まずはホームページで公表され、併せて紙ベースでも報告が来るので、それは3月の運営協議会でご覧いただく。

会長 次は「次回日程」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料9をご覧いただきたい。今回は、今年度最後の協議会である。平成2

9年3月14日火曜日を予定している。内容としては、事業評価の内容を事務局のほうで集計したものと、第三者評価の内容をごらんいただくというところが主なものになる。

会長 それでは、「その他」ですが、何か委員さんのほうからご提案とかありましたら。

委員 先ほどから幾つか、保育園でのお話がでていると思うが、民間保育園では月1回園長会というものがあり、そこでなかなか児童の状態を把握していただけない保護者の方の話がよく出る。0歳から児童をお預かりし、保護者の方よりももしかすると長い時間保育士と接している中で、気づきもたくさんあり、そういうことを保護者の方にお伝えする方法をととても苦労している。保護者の方には1年に1回、児童がいる時間と同じ時間、保育参加というのをさせていただいて、集団生活の様子であったり、友達とのかかわりであったりを見ていただくのだが、そういった中で1時間程度面談の時間を設けて、できるだけお話をさせていただいてはいるが、時に「きらり」という言葉を出すだけで、もう大変なことになる。何か宣告をされたような。私たちはそうは思っていないし、このポスターのようなやわらかい感じで、自宅で何かお困りのことがないかというようなことから始まり、まず関係性を崩したくないということが大前提に、慎重に慎重に話を進めていくが、なかなか難しい。うちには臨床心理士の先生と言語聴覚士の先生、ほかにも何名か入っていただいているので、その先生方によくよく半日かけて見ていただいて、そこで保育士がカンファレンスを何度も受けて、その末に、懇談のときに、ほんとうに丁寧に話を進めていくがそれでも難しい。就学前にも、就学先の学校へできるだけわかりやすいような形で先生にお話をさせていただいて、クラス分けのときにもこのような配慮をお願いしたいということもきちんととお伝えしている。それでもやはり学校へ行ってから初めてそういうことがわかると言われてしまったりもして、ほんとうに園長先生、また現場の保育士は苦労しているということだけはお伝えしておきたいと思う。

会長 関連して他に何かご意見はあるか。

委員 我々も似たような問題を以前持っていて、対応は保育園と同じような形で対応していた。幼稚園というところは、わりと保護者との距離が近い。そしてまた、保護者が児童と過ごす時間に、こちらとしてもできるだけ侵入したくないということで、預かり保育などにも限定的な条件をつけさせて

いただいている。そのため、同じように「こういったことにお気づきになりませんか」という話をしても、保護者が同様の意識を持っていらっしゃることも多い。そういった中で、我々は保護者側に立ってその支援をしていきたいので、「お子様をよりよく成長させるためにはこういった手法がいいと思います」というお話をした上で、その中で保護者から、「きらり」などにも行くべきかというお話が出たときには、我々としてもお勧めすることがある。そのため、少しでもボタンをかけ違えてしまうと、逆に我々のところには臨床心理士などがいないため、いわゆる素人が判断するのかというような反応になることも、以前はしばしばあった。中には、そういう理由で児童を安心して預けられないという言葉をいただいたこともあるので、やはり必ず我々が児童の側、保護者の側に立って、そして我々のできる限りのことをするのだけれども、足りない部分は他の機関に任せないと、お子さんが将来的に困ることになるのではないだろうかという助言を、ゆっくりゆっくりとやっていく。中には、お気づきになっている方であっても、幼稚園に来たからには幼稚園のやり方でビシビシと当てはめてくださいという保護者もいる。先生が本気になって怒らないからですなんて言われることもたまにある。ただ、それで保護者の言うとおりにして、児童にストレスをかけていくと、先ほどの話のように、居場所を失ってしまう可能性がある。ただ、保護者も心配をして、その児童にすれば現にいろいろな訓練に出かけたりとかということで、保護者自体もすごく悩まれている。ほんとうにこれは特効薬がなくて申しわけないのだけれども、児童のお話と同様に、保護者のお話も十分に聞いて、保護者の立場も理解した上で、保護者がお困りのときに提案的に話を進めていくというやり方が一番よいのではないかと考えている。

センター長 実際そういったお声をいっぱいいただいている、なかなか対応できないののだが、今回の支援者研修で特にそういう部分を強調してやっていきたいと考えている。確かに「きらり」と言われただけで非常に怒るという方が大勢いて、保育園・幼稚園の先生方がお困りになっているという話は耳にしているので、何かいい方法がないのかなと。

委員 当事者からすると、やはりそういう児童を抱えた親は、長い期間色々な人から、色々な形で、色々な言葉で言われていると思う。例えば、保育園の先生から言われるのもその中の1つでしかなく、多分幼稚園とか保育園の先生たちは今その子に手がかかって、その子のためにクラスの運営が立ちいかなくて、今どうにかしたいと思っているのだと思うが、親はたくさんある意見の中の一つとしか捉えられない。でもいつか受け入れる日が来る

のではないかと思うが、そのときに多分このポスターを一度でも目にしたことがあると、ふとこのポスターが頭に浮かんで、電話をかけてみようかなと思うのではないかと思うので、もしかしたらそれが数年後かもしれないが、私はポスターの掲示がもっとたくさんの場所にあって、掲示できるポスターであってほしいと思う。また、「きらり」は大きくなると行く機会もないので、色々なところでこれが目にできるといいかなと思う。

会長 とても大事なご意見である。

事務局 ポスターの作成についてはもう1度検討させていただく。

会長 やはりあちこちに「きらり」のポスターを貼っていただけるといいと思う。

自立生活支援課長 民間保育園の保育士、幼稚園の先生方は発達については独自に研修に行っているし、もちろん「きらり」の研修にもご参加いただいている、ほんとうにご苦労されていると認識している。その中で、今、いただいた言葉、保育士とか先生が親に伝えたときに、「きらり」という言葉を聞いただけでもまだ拒絶ということがあることに関しては、やはりこれは行政がもう少し「きらり」の敷居を低くするというところで、周知や啓発などをいま一度真剣に考え取り組んでいきたい。

会長 私も去年第一小学校に少し市の施策で入らせていただいたが、気になる児童がいるということで、実際に色々なクラスに行くと、その児童はむしろ安心で、そのほかに気になる児童が7名か8名は必ずいる。その児童たちは発達障がいかということとそんなことはなく、ただやはり色々な意味で、今こういう日本の社会のあり方、例えば十分に遊べていないとか、それから非常に同調圧力が強くてみんなと一緒にいなければならないといった強いプレッシャーということにもものすごく困っている。何か少し言うと、わっと言われてしまい、いじめの対象になって困っていると。困っている児童は、実は三十数人のクラスの中で10名ぐらいはいるように感じる。しかしその児童達はスルーされている。特に発達に困難を持った児童たちだけではなく、今この日本の社会で児童が色々な意味で発達に困難を持ちやすいというか、持っているということをもっと考える必要がある。そのうえで、「きらり」は障がいを持った児童のセンターではなく、児童の発達をまさに支援しているセンターだと、そのスタンスをもっと強く打ち出していかない限り、おそらく「きらり」の敷居は低くならない。やはり、その打ち出し方を、特に発達障がい、発達困難の児童のためではなく、この

市内の児童の発達を促していくといった形で、大きくイメージを変えていくような戦略を持たないと、この敷居は低くならないし、ほんとうに相談が必要なご家族が相談に来られないのかなということは感じている。なので、私はその相談を受けた児童ではなく、ほかの児童が心配なのだけど、何かいいアドバイスはないかと気楽に尋ねてもらえるような「きりり」のあり方も、やはり一方で打ち出していく必要があるのではないかと思う。

会長 本日の議題は全て終了した。いただいたご意見等はさらに事務局で調整をお願いします。次回は来年の3月14日、午前10時から、場所はまだ未定である。本日はありがとうございました。これで閉会とする。